



令和5年8月18日
岡山市人事委員会

令和5年度 岡山市職員採用試験受験案内〔10月実施〕 【民間企業等職務経験者B】

◆ 募集試験区分 ◆

【民間企業等職務経験者B】 社会福祉、心理判定員

※他の試験区分は、別の受験案内をご覧ください。

受付期間	令和5年8月18日（金曜）～ 9月7日（木曜）
申込方法	電子申請
第1次試験日	令和5年10月15日（日曜）

岡山市の求める人材『環境の変化に対応し、市民のために自ら行動する職員』

・責任と使命感をもって積極的に行動ができる人

・幅広い視野をもち、主体的にチャレンジできる人

・明るく前向きで魅力あふれる人

・市民に信頼される、倫理意識や人間力の高い人

この試験では、これまでの職務経験で培われた専門的知識や技術、柔軟な発想力、豊かなコミュニケーション力、調整力、サービス意識、コスト意識を有し、それらを岡山市政に活かしたいという意欲のある人材を求めています。

〔試験の主な変更点及び特徴〕

- 第1次試験は、書類審査及び専門試験で実施します。教養試験・能力試験はありません。
- 副主査級の職位として、社会福祉を募集します。
- 係長級の職位として、心理判定員を募集します。

〔注意事項〕

- ◇ 自然災害や感染症をめぐる状況等により、試験日程等を変更する場合があります。受験案内に記載されている内容が変更となる場合は、人事委員会のホームページ等でお知らせします。

<問い合わせ先> 岡山市人事委員会事務局

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

T E L : 086-803-1554 (直通)

M A I L : saiyou_jinjiinkai@city.okayama.lg.jp



1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分		採用予定人員	職務内容
民間企業等職務経験者B	社会福祉（L）	若干名	こども総合相談所（児童相談所）等における相談援助業務等 【副主査級】
	心理判定員（M）	若干名	こども総合相談所（児童相談所）等における専門的見地に基づいた心理判定員及びその他職員に対する指導・教育・監督業務等 【係長級】

【重要】

- 岡山市人事委員会が同日に実施する他試験区分を併願することはできません。
- この試験の最終合格者は、最終合格者発表後、令和5年度に岡山市人事委員会が実施する他試験区分の試験を受験できません。

2 受験資格

次の（1）から（4）を満たす人

（1）試験区分の受験資格Ⅰ〔年齢〕

試験区分	受験資格〔年齢〕
社会福祉（L） 心理判定員（M）	昭和39年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた人

（2）試験区分の受験資格Ⅱ〔免許・資格等〕

試験区分	受験資格〔免許・資格等〕
社会福祉（L）	日本国籍を有し、児童福祉法第13条第3項に規定する児童福祉司の任用資格を有する人
心理判定員（M）	日本国籍を有し、次のいずれかに該当する人 ① 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く）において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した人 ② 学校教育法による大学院において、心理学を専攻する研究科又はこれに相当する課程を修めて修了した人 ③ 外国の大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した人 ④ 公認心理師（公認心理師法（平成27年法律第68号）第28条に基づく登録を受けた人）

(3) 試験区分の受験資格Ⅲ〔経験等〕

試験区分	受験資格〔経験等〕
社会福祉（L） 心理判定員（M）	<p>各試験区分に関する民間企業等での職務経験（次表＜受験に必要な職務経験＞参照）が、直近5年（平成30年8月1日から令和5年7月31日まで）中に3年以上ある人 ※職務経験について（9～10ページ「受験資格等に関する質問（Q&A）」参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用形態は問いません。正社員、派遣社員、契約社員、パート、アルバイト、自家営業者、公務員、団体職員等として週30時間以上の勤務を直近5年中に2年以上継続して就業した期間のうち、各試験区分の受験に必要な職務を行っていた期間が該当します。 ・直近5年中の2年以上継続して就業した期間ごとに1か月以上の職務経験がある場合には、それらを通算することができます。 ・1か月未満の日数は、30日を1か月として換算します。

＜受験に必要な職務経験＞

試験区分	職務経験
社会福祉（L）	児童相談所又は児童福祉施設における相談援助業務
心理判定員（M）	児童相談所又は児童福祉施設における心理判定・カウンセリング等の業務

※「児童福祉施設」とは、児童福祉法第36条から第44条の2に定めのある施設で、「助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター」を指します。

(4) 次のいずれにも該当しない人

- ① 地方公務員法第16条の規定により、地方公務員となることができない人
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - イ 岡山市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ② 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告（心神耗弱を原因とするもの以外）を受けている人

〔重要〕

- 受験資格で定める免許・資格等を取得している人は取得が確認できる証明書類を、第2次試験の際に提出していただきます。
- 令和5年度に岡山市人事委員会が実施した試験の最終合格者は、この試験を受験できません。

3 試験及び合格者発表の日時・場所

試験段階	日 時	場 所	備 考
第1次試験	令和5年10月15日(日曜) 受付時間 午前11時25分～11時40分 終了時間 午後1時30分頃	ほっとプラザ大供 (岡山市北区大供二丁目3番16号) ※上記以外の試験場となる場合もあります。	試験場は受験票に記載して通知します。
第1次試験合格者発表	令和5年11月1日(水曜)	岡山市役所本庁舎公告式掲示場、人事委員会ホームページ	
第2次試験	令和5年11月下旬～12月上旬	日時及び場所は第1次試験合格者に郵便でお知らせします。	
最終合格者発表	令和5年12月中旬～下旬	岡山市役所本庁舎公告式掲示場、人事委員会ホームページ	合格者のみに郵便で通知します。

〔重要〕

- 第1次試験の日時や場所の詳細は受験票で指定しますので、必ず確認してください。

4 試験の方法・内容等

試験の方法・配点		試験の内容・出題分野	
第1次試験 (100点)	書類審査 (40点)	申込書の記載内容について	
	専門試験 (60点)	論述式 (6問) 90分	当日出題されるテーマについての専門的知識、文章構成力等について
第2次試験 (400点)	エントリーシート	論述式	自己PR等 (詳しい内容や提出方法等は、第1次試験の際にお知らせします。)
	適性検査	択一式 約65分	[WEBテスト] SPI3 職務遂行に必要な適性についての検査を行います。
	口述試験 (400点)	個別面接	主として人物、識見、職務適性、対人関係能力等を評価します。

〔 注意 〕

- ・ 適性検査の結果については、口述試験の参考とします。
- ・ エントリーシートは口述試験で使用し、採点しません。また、返却、写しの交付等はありません。

〔 重要 〕

- 身体等の事情により受験の際に特に配慮が必要な人（例：車椅子や補聴器などの福祉用具等を使用する人など）は、試験会場等の準備に必要なため、電子申請の該当欄にその旨を、事情を含めて入力してください。

5 合格者の決定

試験段階	決定方法
第1次試験	第1次試験の結果により決定します。
第2次試験	第2次試験の結果により決定します。第1次試験の結果は反映しません。

〔 重要 〕

- 各試験段階におけるそれぞれの試験科目において一定基準に達しないものがある場合は、他の成績に関わらず不合格となります。
- 試験を棄権した人（試験の一部でも受験していない人）は、辞退したものとみなします。

6 試験成績の開示

この採用試験の各試験段階で合格されなかった場合は、当該試験段階における本人の成績（順位と得点）についての開示を請求することができます。ただし、試験を棄権した人（試験の一部でも受験していない人）には成績を開示することはできません。また、合格者の成績は開示できません。

受験者本人が、本人であることを証明する書類（マイナンバーカードなど）を持って、直接人事委員会事務局へ来て開示を請求してください（土曜日、日曜日、祝日、休日、12月29日から1月3日を除く）。請求は各試験の合格者発表を行った日からできます。請求できる期間は合格者発表の日の翌日から起算して30日目までです。ただし、最終日が閉庁日の場合は、次の開庁日までとなります。

7 第1次試験受験にあたっての注意事項

- ① 服装は軽装での受験を認めています。また、試験場によっては室温調整ができない場合があります。室温に合わせて調節ができる服装で受験してください。
- ② 試験当日は、写真をはった申込書と写真をはった受験票、筆記用具（HBの鉛筆（シャープペンシル不可）と消しゴム）、マスク（不織布マスクを推奨）を持参してください。
- ③ 試験場敷地内は禁煙です。
- ④ 試験場には時計のない場合もありますので、時計（腕時計型端末等は使用できません。また、時計は音が鳴らない設定にしてください。）を持参してください。
- ⑤ 全ての試験（休憩時間含む。）が終了するまで、通信機器（スマートフォン・携帯電話・腕時計型端末等）は電源を切っていただくため一切使用できません。
- ⑥ 全ての試験（休憩時間含む。）が終了するまで、試験場から出ることができません。水分補給が必要な方は、お茶などを持参してください。
- ⑦ 試験場敷地内の下見はできません。また、直接試験場に問い合わせることはご遠慮ください。
- ⑧ 試験当日は、試験場及びその付近には受験者及び受験者送迎等の自動車は駐停車できません。
- ⑨ **試験実施に関し、緊急にお知らせする事項がある場合は、人事委員会のホームページに掲載します。**

8 合格から採用まで

- ① 最終合格者は、試験区分ごとに成績順に採用候補者名簿に登載されます。この名簿は、確定の日から1年間有効です。採用時期は、原則として令和6年4月1日以降必要に応じて採用されますが、状況により本人の同意を得て、それ以前にも随時採用される場合があります。
- ② 採用時の職について
 - ・「社会福祉」は、副主査級（経歴等により主任級又は主事級）での採用となります。なお、合格者のうち一定基準を満たす人を対象にさらに上位の職での選考を実施し、係長級以上の職で採用される場合もあります。
 - ・「心理判定員」は、係長級（経歴等により副主査級、主任級又は主事級）での採用となります。なお、合格者のうち一定基準を満たす人を対象にさらに上位の職での選考を実施し、課長補佐級以上の職で採用される場合もあります。
- ③ 合格者発表後、受験資格がないこと又は申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合、合格を取り消すことがあります。
- ④ 最終合格者発表後、職務経験期間等の確認のため、職歴証明書等の証明書類を提出していただきます。
- ⑤ 地方公務員法第22条の規定に基づき、採用は全て条件付のものとし、採用後6か月間を良好な成績で勤務したときに正式採用となります。

9 給与・勤務条件等

(1) 給与

初任給は、採用者の経歴等を勘案して決定されます。大学卒業直後に民間企業で正社員として一定期間勤務し、その後に採用された場合、初任給（地域手当を含む※。）は、令和5年4月1日現在で次のとおりです。このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当（4.4か月）等が支給されます。ただし、今後の給与改定等の状況によっては、支給額が増減することがあります。

試験区分	民間企業等における勤務期間	初任給
社会福祉（L）	民間企業 18年（採用時 40歳副主査級）	約 349,000円
心理判定員（M）	民間企業 23年（採用時 45歳係長級）	約 377,200円

(2) 勤務時間

原則として祝日、休日、12月29日から1月3日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までです。（勤務場所等によって異なる場合があります。）

(3) 休暇等

年次有給休暇は1年度に20日付与されます。このほか特別休暇（結婚・出産・忌引等）、病気休暇、育児休業、介護休暇等があります。また、育児・介護等のための制度として、早出遅出出勤制度、育児短時間勤務制度等があります。

(4) その他

給与、勤務条件、昇任、仕事内容などについては、人事委員会ホームページも併せてご覧ください。

10 受験申込手続

申込期限	令和5年9月7日（木曜）
申込方法	電子メールアドレスとA4サイズ対応のプリンターを利用できる環境が必要です。人事委員会の受験申込のホームページから手続方法等を確認のうえ、「岡山市電子申請サービス」から申し込んでください。 
第1次試験の持参物及び試験場の指定	第1次試験日に申込書及び受験票を試験場に持参してください。 ※申込書又は写真を忘れた場合は、受験できません。 試験場は、交付する受験票で指定しますので、受験票を印刷したら必ず試験場を確認してください。指定された試験場以外では受験できません。
特記事項	<ul style="list-style-type: none">登録したメールアドレスは、受験のために必要な連絡を行う際に使用します。受験期間中に変更予定のないメールアドレスを登録してください。メールアドレスの登録誤りやメールシステムの設定不備、各受験者の通信障害等により受験ができなかった場合、本市では一切責任を負いません。電子申請は、システム管理等のため、一時的に使用できない場合がありますので、余裕をもって手続きを行ってください。使用されるパソコン等のトラブルにより申込みができなかった場合については、一切責任を負いません。

〔 注意 〕

- 受験資格が確認できない申込みについては、受け付けることができませんのでご注意ください。
- 「岡山市電子申請サービス」の利用者登録だけでは、受験申込みは完了していません。利用者登録後に、申込内容（学歴ほか）を入力・送信し、必ず「**申込完了通知**」メールの受信を確認してください。

〔 重要 〕

- 受験申込みで取得した個人情報は、人事委員会が実施する試験にのみ使用します。ただし、受験に際して取得した最終合格者の個人情報については、各任命権者における採用手続及び人事管理上の基礎資料として使用します。
- 試験の過程で提出された書類等については、返却しませんのでご了承ください。

受験資格等に関する質問（Q & A）

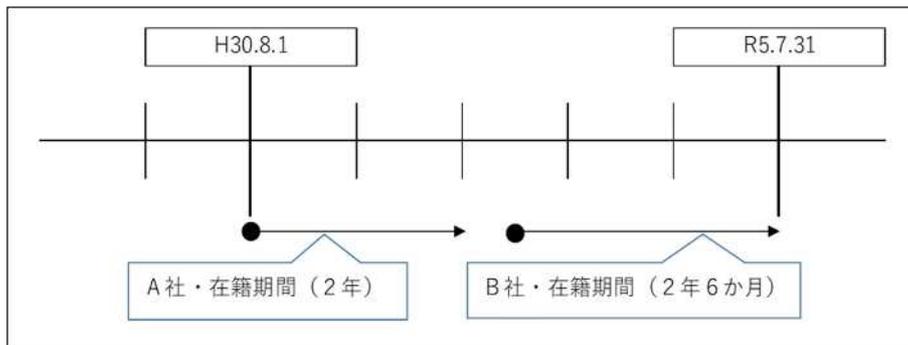
Q 1 「直近 5 年中 3 年以上の職務経験」とは、どのような場合が該当するのですか。

⇒A 1 認められるケース、認められないケースの例をあげると、次のとおりです。

【例 1】認められるケース

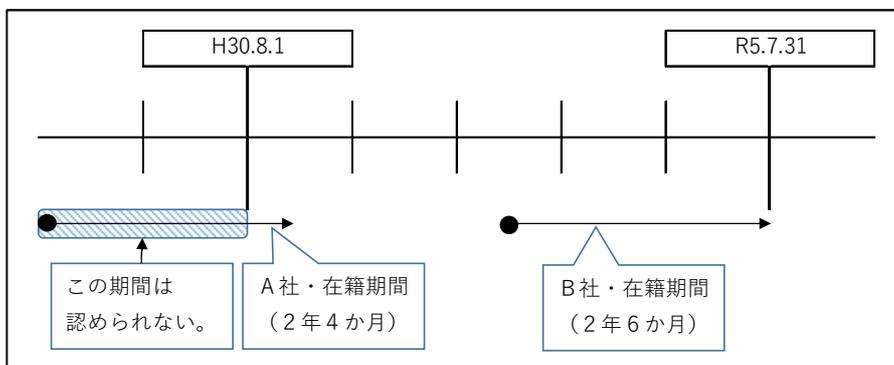
下図のように、直近 5 年中の勤務状況が、A社で在籍期間が 2 年、B社で在籍期間が 2 年 6 か月であった場合、職務経験はそれらの期間を通算して 4 年 6 か月となるので、「3 年以上」という要件を満たします。ただし、勤務時間が週 30 時間未満の期間や、長期の休業・休暇の期間があれば、職務経験の期間から除きます。（下記 Q 3 参照）

なお、勤続 2 年未満の勤務経験の期間は、職務経験の期間として通算できません。



【例 2】認められないケース

下図のように、これまでの勤務状況が、A社で在籍期間が 2 年 4 か月（うち直近 5 年中の期間は 4 か月）、B社で在籍期間が 2 年 6 か月であった場合、直近 5 年中の職務経験年数は 2 年 10 か月となり、「3 年以上」という要件を満たしません。



Q 2 契約社員や派遣社員の職務経験は通算できますか。

⇒A 2 契約先や派遣先として同じ事業所等に継続して 2 年以上勤務していれば、職務経験期間として通算できます。ただし、契約先や派遣先の事業所ごとの勤務期間が 2 年未満である場合は、実働期間が継続していたとしても職務経験には含めることができません。

また、前の会社に籍を置いたままの出向であったことが証明できる場合は、出向前後の会社での職務期間を通算できますが、退職派遣・転籍等の場合は、通算できません。

Q 3 職務経験の期間から除かれる期間には、どのようなものがありますか。

⇒A 3 休業等（傷病休暇、出勤停止等）で実際に業務に従事しなかった期間が 1 か月以上ある場合は、就業規則等で認められたものであっても、その全期間を除きます（産前産後休業の期間は通算できます）。この場合、当該休業等の期間に引き続く前後の在職期間は職務経験として通算できます（つまり、休業等の期間分を差し引きます）。

Q 4 勤務していた会社が倒産して最終合格後に職歴証明書が提出できない場合、どうすればいいですか。

⇒A 4 勤務していた会社が倒産してしまった等のやむを得ない理由で、職歴証明書が提出できない場合には、雇用時の契約書類や雇用保険受給資格証明書等、職歴が証明できる書類を提出していただきます。

よくある質問 (Q & A)

Q 1 電子申請ができる環境がありません。

⇒A 1 申込手続きはご自身のパソコンでなくても、インターネット環境が整っていれば申込みは可能です。また、プリンターを個人で所有していない場合は、コンビニエンスストアなどプリントサービスが利用できる施設で印刷してください。

電子申請による申込みができない方は、郵送による申込みができます。申込書の入手方法をお知らせしますので、8月24日(木曜)午後5時までに人事委員会事務局へ電話でお問い合わせください。指定した期日までにお問い合わせがない場合、郵送による申込みができないことがあります。<問い合わせ先>岡山市人事委員会事務局任用係 TEL: 086-803-1554

Q 2 電子申請での申込みが完了しているか不安です。

⇒A 2 岡山市電子申請サービスの[申込内容照会]の[処理状況]で確認できます。操作方法については、ヘルプを参照ください。なお、申込みが完了した際には、登録したメールアドレスに「申込完了通知」メールが送信されます。

Q 3 電子申請で申込みしました。受験票はいつ届きますか。

⇒A 3 岡山市電子申請サービスに登録されたメールアドレス宛に、9月29日(金曜)までに「申込書及び受験票交付のお知らせ」メールを送信しますので、内容をご確認ください。

Q 4 保存年限の経過によって、最終学歴の学校から成績証明書が発行できないと言われました。

⇒A 4 成績証明書に代わる書類として「単位取得(修得)証明書」を提出してください。なお、単位取得(修得)証明書の発行もできない場合は、人事委員会事務局へ電話でお問い合わせください。

Q 5 申込時の電話番号は必要ですか。

⇒A 5 申込書の内容を電話で確認する場合がありますので、確実に連絡のとれる電話番号を正確に入力してください。

Q 6 申込時に送付先を入力した場合、どのような扱いになりますか。

⇒A 6 「送付先」を入力してある場合、郵便物は全て「送付先」に送付します。合格通知その他の連絡を現住所以外のところに希望する場合のみ入力してください。なお、「現住所」が「送付先」の場合は入力不要です。

Q 7 過去問の公表をしていますか。

⇒A 7 過去の試験問題は公表していません。

Q 8 在職期間がわかりません。

⇒A 8 前勤務先に問い合わせるか、公的年金、雇用保険の加入期間などで確認してください。

Q 9 昨年の受験者数、合格者数を教えてください。

⇒A 9 下表のとおりです。

試験区分		採用予定数	受験者数	最終合格者数	合格倍率
民間 企業 等 職 務 経 験 者 B	社会福祉	若干名	2人	0人	—
	心理判定員	若干名	—	—	—

Q 10 申込書や受験票で注意することはありますか。

⇒A 10 以下に記載のチェックリストを参照してください。

申込書、受験票のチェックリスト

●申込書〔申込時〕

- 高等学校以降の学歴について学校名・学部・学科・課程・コース名は入力したか。
- 学歴の在学期間は正しいか。
- 卒・卒見等の区別をもれなく入力したか。
- 1か月以上勤務した職歴を全て入力したか。職歴の勤務期間の年月数は正しいか。
- 現住所の電話番号は確実に連絡できるものを入力したか。

●申込書〔受験時〕

- 署名したか。
- 正しい大きさの写真（タテ4cm×ヨコ3cm）をはったか。
- 写真を撮影した月（6か月以内）を記入したか。

●受験票〔受験時〕

- 申込書にはった写真と同じものをはったか。